

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
8-1	株式会社麦島建設	名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番10号	R6.2.22	R6.5.21	3か月	<p>長野県木曾郡南木曾町が令和3年度に発注した建設工事の指名競争入札に際し、同町の職員と株式会社麦島建設長野営業所長他1名が、最低制限価格を漏らしたなどとして、公契約関係競売等妨害の罪で、令和5年11月9日、木曾福島区検察庁から略式起訴された。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社麦島建設に対して指名停止を行う。</p>	-	-	要領第4条第1項 (別表3-4)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の解除日	指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
7-1	ランドブレイン株式会社 名古屋事務所	名古屋市東区泉1-1-35	R6.2.7	<p>串間市が発注した業務の指名競争入札に際し、ランドブレイン株式会社の社員が官製談合防止法違反等の疑いで宮崎県警に逮捕されたため、令和5年12月28日から令和6年3月27日までの3か月間の指名停止措置を行ったが、令和5年12月27日、宮崎地方検察庁は同社員を不起訴処分とした。</p> <p>したがって、指名停止の解除を行う。</p>	-	-	要領第6条第6項

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6-5	三愛物産株式会社	名古屋市中区丸の内3-17-10	R5.12.28	R6.3.27	3か月	岐阜県山県市が令和3年6月に指名競争入札で実施した水道工事に関し、同市職員が三愛物産株式会社岐阜支店長と共謀し、三愛物産株式会社が有利となる指名業者選定を行った上で、実際に指名した業者を漏らしたとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、また同市職員と共謀したとして、三愛物産株式会社岐阜支店長が公契約関係競売等妨害の疑いで、令和5年11月29日、岐阜県警に逮捕された。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、三愛物産株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-4)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6-4	ランドブレイン株式会社 名古屋事務所	名古屋市東区泉1-1-35	R5.12.28	R6.3.27	3か月	宮崎県串間市が令和5年4月21日に実施した市消防庁舎新築設計業務の指名競争入札に際し、同市の副市長と株式会社久米設計九州支社長及び同社顧問、並びにランドブレイン株式会社の社員、他1名が、共謀して特定の業者に有利な業者選定案を作成したなどとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕された。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、ランドブレイン株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-4)
<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ランドブレイン株式会社名古屋事務所については、令和6年2月7日付けで指名停止措置を解除している。 </div>									

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6-3	株式会社久米設計 中部支社	名古屋市中村区名駅3-22-8大東海ビル内	R5.12.28	R6.3.27	3か月	宮崎県串間市が令和5年4月21日に実施した市消防庁舎新築設計業務の指名競争入札に際し、同市の副市長と株式会社久米設計九州支社長及び同社顧問、並びにランドブレイン株式会社の社員、他1名が、共謀して特定の業者に有利な業者選定案を作成したなどとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕された。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社久米設計に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-4)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6-2	エヌショーケース株式会社	名古屋市瑞穂区直来町1-5	R5.12.28	R6.3.27	3か月	名古屋競馬場の移転に伴うイベント業務を巡り、業者に便宜を図った見返りに現金を受け取ったとして、愛知県競馬組合の元総務広報課長が受託収賄容疑で逮捕され、また、現金を渡したとして、エヌショーケース株式会社の営業開発部長が贈賄容疑で逮捕された。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、エヌショーケース株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表2-2 口)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6-1	株式会社タクマ 中部支店	名古屋市中村区名駅3-22-8	R5.12.28	R6.1.27	1か月	<p>令和3年11月17日、株式会社タクマは、労働者にコンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せず、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じないで作業を行わせ、もって労働者を負傷させる事故を生じさせた。これにより、令和5年8月29日、同社は東京簡易裁判所より労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社タクマに対して指名停止を行う。</p>	-	-	要領第4条第1項 (別表3-8)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5-1	株式会社高建総合コンサルタント	高知県四万十市駅前町2-3	R5.11.9	R5.12.8	1か月	株式会社高建総合コンサルタントは、高知県発注の特定地質調査業務の入札に際し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社高建総合コンサルタントに対して指名停止を行う。	高知県	高知県	要領第4条第1項 (別表3-1 ロ)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4-3	株式会社鈴木工務店	日進市米野木町宮前25	R5.9.22	R5.10.21	1か月	令和5年2月27日、尾張農林水産事務所発注の「水質保全対策事業 日進西部地区その8工事」において、土のう撤去作業のためにバックホウで土のうを吊り上げ回転させたところ、バックホウがバランスを崩して転倒し、周辺で作業をしていた作業員がバックホウの下敷きとなり死亡した。またバックホウの運転手が重傷を負った。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社鈴木工務店に対して指名停止を行う。	尾張農林水産事務所	日進市折戸町高松地内	要領第4条第1項 (別表1-8 イ)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4-2	西武建設株式会社 名古屋支店	名古屋市中村区名駅2-28-3	R5.9.22	R5.10.21	1か月	西武建設株式会社は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を、公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、関東地方整備局から建設業法の規定により、令和5年7月21日付けで、同年8月5日から9月18日までの45日間の営業停止処分を受けた。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、西武建設株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-6 口)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4-1	西武造園株式会社 西日本統括支店	大阪市淀川区西中島3-12-15	R5.9.22	R5.10.21	1か月	西武造園株式会社は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置したとして、関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、同年8月5日から同月26日までの22日間の営業停止処分を受けた。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、西武造園株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-6 口)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3-1	近畿日本ツーリスト株式会社 名古屋法人MICE支店	名古屋市中村区名駅南2-1 4-19 住友生命名古屋ビル 5階	R5.7.6	R5.8.5	1か月	近畿日本ツーリスト株式会社の支店長ら3人が、東大阪市から請け負った新型コロナウイルスワクチン接種のコールセンター業務において過大請求を行い業務委託費を詐取したとして、詐欺の容疑で令和5年6月15日に逮捕された。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、近畿日本ツーリスト株式会社に対して指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-8)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2-2	株式会社フソウ 名古屋支店	名古屋市中川区広住町5-22	R5.6.8	R5.7.7	1か月	<p>株式会社フソウの使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場工事の一般競争入札において、同市職員から予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として計約11万円相当の飲食接待等を行った。</p> <p>なお、本件については同社使用人らに対する贈賄容疑は公訴時効(3年)が成立しているが、同市職員に対する官製談合防止法違反と加重収賄罪が立件されており、同社による贈賄行為が明らかになった。</p> <p>このことは、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。</p>	-	埼玉県三郷市	要領第4条第1項 (別表3-8)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2-1	株式会社丸泰	岐阜市領下6-46	R5.6.8	R5.7.7	1か月	<p>株式会社丸泰は、元請けとして請け負った愛知県内の民間建築工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結した。</p> <p>このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日、中部地方整備局から10日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>このことは、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。</p>	-	愛知県	要領第4条第1項 (別表3-6 口)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1-3	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	R5.4.20	R5.5.19	1か月	中部電力株式会社は、旧一般電力事業者複数者と企業向け電力販売でカルテルを結んでいたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定違反により、課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-1 口)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1-2	中部電力ミライズ株式会社	名古屋市東区東新町1番地	R5.4.20	R5.5.19	1か月	中部電力ミライズ株式会社は、旧一般電力事業者複数者と企業向け電力販売でカルテルを結んでいたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-1 口)

令和5年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1-1	関西電力株式会社	大阪市北区中之島3-6-16	R5.4.20	R5.5.19	1か月	<p>関西電力株式会社は、旧一般電力事業者複数者と企業向け電力販売でカルテルを結んでいたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定違反により、違反事実の認定を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。</p>	-	-	要領第4条第1項 (別表3-1 口)